

国に対し、OTC 類似薬の追加負担の実施を見送ることを求める意見書提出の陳情

＜陳情の趣旨＞

5 月 29 日、参議院本会議で「健康保険法等の一部を改正する法律案」が可決、成立しました。「健康保険法等の一部を改正する法律案」は 28 本もの法律を束ねたもので、その中に、OTC 類似薬 77 成分 1100 品目の薬について、1 割から 3 割負担の窓口負担とは別に「特別料金（薬剤の 25%）」として追加負担を求める「一部保険外療養の創設」が入っています。

対象となる薬剤は、痛みや発熱など炎症をやわらげる消炎鎮痛剤や、蕁麻疹、花粉症、喘息など症状を緩和する抗アレルギー薬、皮膚疾患の保湿剤など、日常的に幅広い疾患で使われている薬です。保険外となれば消費税がかかることから、医療保険が 3 割負担の人は実質 5 割、2 割の人は 4 割、1 割の人は 3 割負担と大幅な自己負担増になります。

政府は「（受診せず）市販薬を利用している患者との公平性」を理由にあげていますが、受診が必要な患者に追加料金のペナルティーを科す道理はありません。花粉症やアトピー性皮膚炎などアレルギー性疾患に苦しむ患者などの新たな負担は大きいものがあります。

「現役世代の保険料負担の軽減」を打ち出していますが、国会での厚生労働大臣の答弁で明かになった 1 人当たりの「軽減額」は、年額 400 円（月 33 円）に過ぎません。

2025 年 12 月の財務・厚労大臣折衝の合意では、将来的に「OTC 医薬品の対応する症状の適応がある処方箋医薬品以外の医療用医薬品の相当部分にまで対象範囲を拡大することを目指す」、「特別の料金の対象となる薬剤費の割合の引き上げについても検討する」とされ、将来的な対象医薬品の拡大と特別料金の引き上げを検討するとしています。

このような OTC 類似薬の「追加負担導入」は、自己負担を 3 割までとした健康保険法の趣旨に反します。患者の受療権や健康権の侵害につながり、受診控えや受診遅れなど、いのちに直結する問題となります。来年 3 月から実施するとしています。見送ることを強く求めます。

以上の趣旨から、寒川町議会においては、地方自治法第 99 条にもとづき、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、衆議院議長、参議院議長に対して、OTC 類似薬の追加負担の実施を見送ることを求める意見書の提出を決議していただくよう請願（陳情）します。

記

国に対し、OTC 類似薬の追加負担の来年 3 月からの実施を見送ることを求める意見書を提出すること。

2026 年 8 月 4 日

住 所	
団 体 名	ユーコープ労働組合
委 員 長	積 哲也
電 話	

寒川町議会議長 殿